

周南市永源山公園

ネーミングライツパートナー募集要項



受付開始日:令和 7 年 12 月 1 日

周南市都市整備部公園花とみどり課

1 趣 旨

周南市を代表する永源山(えいげんざん)公園について、施設管理や運営を行うとともに、公園の魅力をさらに高めるための財源とするため、施設の愛称を命名する権利(ネーミングライツ)について、事業の趣旨に賛同し、ネーミングライツ料等をご負担いただく企業(ネーミングライツパートナー)を募集します。

2 対象施設

永源山公園

所在地	山口県周南市大字富田字永源
開園時期	昭和60年11月
公園面積	18.0ヘクタール
公園概要	永源山公園は、限りない活力の源である「水」をテーマとし、永源山の地形を生かした都市的な開発ゾーンと、緑豊かな樹木の残っている保全ゾーンの2つの顔を持っています。 来園された方に1年を通じて楽しんでいただくため、四季折々の様々な花木を園内に植栽しています。 主な広場は、限りない発展を願ったモニュメント「調和」のある市制記念広場をはじめ、野外ステージのある母と子の広場、ロックガーデンのある散策広場、憩いの広場、カスケードなどがあり、春にはチューリップ、桜、つつじの花や新緑が、秋には色鮮やかな紅葉など四季折々の美しさを楽しむことができます。 また、山頂にはゆめ風車、メインエントランス広場にはプール、憩いの広場北側には周南市郷土美術資料館・尾崎正章記念館もあり、市民だけでなく、周南地区を代表する都市公園として、心休まる憩いの場となっています。
主なイベント	つつじ・ゆめ風車まつり(5月) プール開園(7・8月) サンフェスタしんなんよう(花火打ち上げ会場)(8月) ムーンフェスタしんなんよう(11月)

指定管理者が行う自主事業	パークヨガ、ノルディックウォーキング体験会、パークスポーツ体験会 あおぞらおはなし会、チューリップ満開大作戦
利用者数	約 33 万人（令和 6 年度実績）

3 募集する提案内容

(1) 命名権料(ネーミングライツ料)

- ① 年額 250 万円以上(消費税及び地方消費税は別途)の額をご提案ください。
- ② 命名権料の支払いは、基本的に年度ごとに1年分を支払うこととします。ただし、提案により契約期間分を一括支払いすることもできます。
- ③ 命名権料は、市の通知により、納付期日までに納付するものとします。
- ④ やむを得ない理由により、契約の調整に時間を要するなど、愛称の使用期間に1年に満たない期間が生じた場合は、年額の提案金額を月割りで算出します。

(2) 施設の愛称

永源山公園の愛称として、企業名、商品名（ブランド名）等をご提案ください。

市民に親しみやすい愛称で、施設の設置目的をイメージできる愛称としてください。
愛称の条件は次のとおりです。

- ① 愛称の中に「永源山」または「永源」を付けることとし、「公園」とわかる愛称としてください。
例：永源山〇〇〇公園、△△△パーク永源 など
- ② 企業名、商品名(ブランド名)、企業ロゴや企業マークの使用も可能としますが、企業ロゴのみ、企業マークのみは不可とします。
- ③ 愛称が、利用者の混乱を招く恐れや施設利用上支障となる恐れがある場合は、その愛称について協議することとします。
- ④ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。ただし、市が認めた場合はその限りではありません。
- ⑤ 今回募集する愛称は、条例で定める施設の正式な名称とは異なります。
- ⑥ 愛称は日本語及び英語アルファベットによる標記とします。ただし、企業ロゴやマーク等については、この限りではありません。

- ⑦ ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。
- ⑧ 決定した愛称及びロゴマーク等に関する知的財産(知的財産基本法(平成 14 年法律第 122 号)第 2 条第 2 項に規定する権利をいう。)は、市が無償で使用できるものとします。
- ⑨ その他、市が公共施設の愛称として不適当と認めるものについては失格とします。

不適当なものを例示すると次のとおりです。

- (ア) 法令等に違反する、又は違反するおそれがあるもの。
- (イ) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの。
- (ウ) 人権侵害となるもの。
- (エ) 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの。
- (オ) 良好な環境又は風致を害するもの。
- (カ) 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの。
- (キ) 青少年の健全な育成の観点から適切でないもの。
- (ク) 愛称に係る事業の内容を周南市が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれがあるもの。
- (ケ) 社会問題についての主義主張に関するもの。
- (コ) 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの。
- (サ) 周南市暴力団排除条例(平成 23 年 9 月 22 日条例第 23 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当する事業者の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるもの。
- (シ) 対象施設は指定管理者を設置している施設であることから、当該事業者(構成企業含む)の管理運営を妨げる、又は競合すると認められるもの。
- (ス) その他、市が不適当と認めるもの。

4 契約期間

契約期間は準備期間と使用期間とします。準備期間は契約締結日から、原則、令和 8 年 3 月 31 日まで、愛称の使用期間は令和 8 年 4 月 1 日からの5 年間とします。

使用期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

5 ネーミングライツパートナーに付与される特典

- ① 市は、市の広報紙やホームページ・公式 SNS 等や報道機関等を通じて、愛称を周知し、愛称の普及と定着を図ります。市及び施設管理者の製作・使用する印刷物についても愛称を使用するとともに、イベントなどのポスターでの会場表示についても、新しい愛称で行うよう促します。
- ② ネーミングライツパートナーは、公園内に愛称看板等を設置することができ、企業名等の PR につながります。ただし、看板設置等については、公園の景観に配慮した規模・色彩とし、法令・条例等に基づく規制や施設構造によっては制限される場合があります。
- ③ ネーミングライツパートナーのホームページ等にネーミングライツパートナーであることを掲載することができ、企業のイメージアップが期待できます。
- ④ 企業が負担するネーミングライツ料は、市の貴重な財源確保であり、施設で提供される市民サービス向上等につながることから、社会や地域に貢献することができます。
- ⑤ ネーミングライツパートナーは、本施設(プール、美術資料館を除く)を年間数日間ほど無償使用できる権利を付与されます。施設利用予約の優先順位についても優遇されますが、利用条件や日程等については、協議、調整のうえ決定します。また、利用に支障のない範囲で施設内の掲示板などに企業をPRする掲示物を掲出することができます。

※愛称使用開始以降に開催されるイベントや催しものであっても、ネーミングライツパートナー決定時に、イベントや催しものの開催者が既にチケットやチラシ等を印刷している場合には、それらに愛称を表示することはできません。

6 愛称表示に伴う費用負担

ネーミングライツ料のほか愛称表示に伴う費用負担等については、下表のとおりとします。なお、決定した愛称については、市は使用を推進していきますが、混乱を避けるため、愛称が定着するまでの間は必要に応じて正式名称と併記する場合があります。

区分	費用負担	
	市(指定管理者を含む)	命名権者
対象施設等の建物・敷地内サイン(愛称看板等)の新設及び変更(設計、工事、維持管理等を含む。)		○
命名権者の設置物に起因する事故等		○
愛称使用期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や、本市及び管理事業者ホームページの表示変更	○	
その他定めのない費用負担	協議により決定	

- ① サインの設置場所・設置方法等の詳細は、協議のうえ決定します。
- ② 愛称看板等のライトアップや、ネオンサイン等の設置を希望する場合は、電気代も含めた維持管理費について、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。また、そのために必要な設備等の設置についてもネーミングライツパートナーの負担とします。
- ③ 本市で発行・掲示している印刷物等については、残部数や改訂時期等を勘案し、変更時期を決定します。

7 応募資格

応募資格については、次の条件を満たす登記された法人とします。

- (1) 政治団体、宗教団体、公職にある者が役員を務める団体でないこと。
- (2) 日本国内に登記簿上の本店、支店、営業所又は事務所を有していること。
- (3) 国税、地方税(県税及び市税)を滞納していないこと。
- (4) 経営状況(財務状況)及び経営組織等企業の経営全般において健全な法人
- (5) 次の①から⑯までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
 - ② 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)に規定する貸金業
 - ③ 投機の商品に関する業種
 - ④ 債権取立て示談引受け等に関する業種
 - ⑤ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)に規定するインターネット異性紹介事業
 - ⑥ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者

- ⑦ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- ⑧ 前各号に掲げる業種又は事業者をあっせん又は紹介する業者又は事業者
- ⑨ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生・更生手続中の事業者
- ⑩ 周南市暴力団排除条例(平成 23 年 9 月 22 日条例第 23 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当する事業者
- ⑪ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- ⑫ 行政機関からの行政指導を受け改善がなされていない事業者
- ⑬ 周南市の指名停止を受けている事業者
- ⑭ 永源山公園指定管理者と競合関係にあると認められる事業者
- ⑮ その他、市の公共施設等を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

8 申込方法

(1) 募集期間

令和 7 年 12 月 1 日(月)から令和 8 年 1 月 9 日(金)午後 5 時 15 分まで

(2) 申込方法(郵送又は持参)

① 郵送する場合

下記「13 応募書類等の提出先」へ簡易書留でご郵送ください。

令和 8 年 1 月 9 日(金)必着とします。

② 持参する場合

募集期間内に「応募書類等の提出先」にご持参ください。

受付時間は土・日・祝日等の閉庁日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

(3) 提出書類

- 募集要項、提出書類の様式、その他募集に関する資料は、周南市のホームページからダウンロードしてください。窓口での配付は行いません。
- 応募者は以下の書類を 2 部(正本 1 部、副本 1 部)提出してください。
- なお、応募に関する費用は、すべて応募者の負担となります。
- 提出、提案にあたっては、関係法令、市条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、公正な公募を阻害してはいけません。

① 申込書(様式第 1 号)

② 会社概要

※本店・営業所の所在、雇用人数がわかるもの(様式任意)

③ 暴力団等排除に関する誓約書(様式第2号)

④ 社会貢献活動の実施状況等(様式第3号)

⑤ 直近3年分の決算書

※損益計算書、貸借対照表含む

⑥ 法人登記記載事項全部証明書

※発行後3か月以内の原本

⑦ 印鑑証明書

※発行後3か月以内の原本

⑧ 国税及び地方税の滞納がない旨の証明

※地方税については、山口県及び周南市で発行されたもの。ただし、事業所等が周南市にない場合は、本店所在地の自治体で発行されたもの。発行後3か月以内の原本

ア 提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市が本募集に関する報告、公表等のために必要であると認めた場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類及びその内容が無償で利用できるものとします。また、本件に係る情報公開請求があった場合には、周南市情報公開条例(平成 16 年4月1日条例第 36 号)に基づき、応募者の承諾を得ずに提出書類を公開することがあります。

イ 提出書類に含まれる商標権等の各法令に基づき保護の対象となっているものの使用により生じる責任は、応募者が負うものとします。

ウ 提出書類の差替えは上記(1)の募集期間内は可能です。ただし、部分的な差替えはできません。

エ 提出書類は、本募集の選定(審査)に係る目的以外では使用しません。

オ 提出書類は返却しません。

(4) 質問の受付及び回答

このたびのネーミングライツの募集に関して質問がある場合は、すべて「ネーミングライツ質問書(様式第4号)」によりご提出ください。

① 受付期間

令和 7 年 12 月 1 日(月)から

令和 7 年 12 月 15 日(月)午後5時 15 分まで

② 提出方法

- ・「ネーミングライツ質問書(様式第4号)」を、電子メールでご提出ください。
- ・送信メールの件名は、「ネーミングライツ募集に関する質問について【会社名】」としてください。

③ 提出先

周南市都市整備部公園花とみどり課

メールアドレス koen@city.shunan.lg.jp

④ 回答日及び回答方法

質問受付期間終了後、概ね 1 週間以内に市のホームページに質問及び回答を掲載します。なお、質問者名は公表しません。

⑤ その他

応募に対する提案・意見や審査に関する質問及び再質問は一切受け付けません。

9 参加資格の取消し及び参加の辞退

(1) 参加資格の取消し

次の場合には、参加資格を取り消します。

- ① 提出された書類に虚偽の記載等が判明した場合
- ② 参加申込書提出後に応募資格を満たしていないことが判明した場合

(2) 参加の辞退

参加申込書提出後、参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届(様式第5号)」を提出してください。

10 選定方法

選定(審査)は、対象施設に係る「周南市ネーミングライツパートナー候補者選定委員会」にて行います。提出された書類をもとに、内容について総合的に審査を行い、ネーミングライツパートナー候補者(優先交渉権者)を決定します。

(1) 審査項目

	審 査 項 目	配 点
1	応募者の安定性、適格性	40
2	愛称の内容	30
3	提案金額	30
合 計		100

※評価の視点等については、11 ページの参考資料「評価基準表」を参考にしてください。

(2) 選定結果の通知

選定(審査)結果は、すべての応募者に通知します。

(3) その他

- ① 応募者が1 者の場合においても、審査を実施します。
- ② 審査の結果、一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は、ネーミングライツパートナーを選定しないことがあります。
- ③ 選定(審査)結果に対する異議申立ては、一切受け付けません。
- ④ 選定(審査)結果については、市のホームページで公表します。
- ⑤ 提出書類の内容等について、市担当者より問い合わせをすることがあります。

11 契約その他

(1) 契約締結に向けた手続き

選定(審査)結果を受けて、募集要項と合わせて公表する契約書(案)を基準とし、候補者(優先交渉権者)と契約締結に向けて協議を行います。協議が整えばネーミングライツパートナーとして契約を締結します。候補者との協議中に合意の可能性がないと市が判断した場合には、候補者との協議を打ち切り、次点者と契約内容について協議を行うものとします。

なお、契約締結までの間に、候補者(次点者も含む。)が本要項の条件等を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

(2) 調印式等の開催

契約の締結にあたって、ネーミングライツパートナーの決定と愛称を広く周知するため、ネーミングライツパートナーの希望に応じて調印式(契約締結式)を開催します。詳細については別途協議します。

※調印式とは別に、令和 8 年度永源山公園つつじ・ゆめ風車まつりにおいて、愛称を PR するイベントの開催を検討しています。

(3) 契約の解除

契約締結後でも、ネーミングライツパートナーの事情により本要項に定める応募資格等の条件を満たさなくなった場合や、信用失墜行為等が認められた場合は、契約を解除することがあります。その場合には、既納のネーミングライツ料は返還しません。

また、既に看板等の設置や、施設表示等の変更を実施していた場合には、ネーミングライツパートナーの負担により、速やかに原状回復を図っていただきます。

(4) 契約の更新

ネーミングライツパートナーは、契約期間満了日の12か月前から契約更新の希望の有無について市に意思を通知できることとします。契約条件については、原則、契約前を基準とし、変更できません。ただし、市とネーミングライツパートナーが協議し、合意した場合はこの限りではありません。

市とネーミングライツパートナーは契約期間満了日の6か月前までに契約更新について、合意を図るものとします。

12 結果の公表

契約の締結に先立ち、ネーミングライツパートナーの決定について、次のとおりその結果を速やかに公表します。

(1) 公表の内容

- ① ネーミングライツパートナーの名称
- ② 契約期間
- ③ ネーミングライツ料
- ④ その他情報

(2) 公表の方法

市ホームページ及び市広報に掲載するとともに、報道機関に投げ込み等を行います。

13 応募書類等の提出先

〒745-8655 山口県周南市岐山通 1-1

周南市都市整備部 公園花とみどり課

電話：0834-22-8431

メールアドレス：koen@city.shunan.lg.jp

【参考資料】

◆評価基準表

審査項目	評価項目	評価の視点
応募者の 安定性、適格性 (40点)	安定性 (10点)	経営状況
	適格性 (30点)	ネーミングライツの 取り組みへの熱意
		地域との関係性
		社会・地域貢献
		地域貢献の計画
愛称の内容 (30点)	愛称の ふさわしさ (30点)	ふさわしさ
		呼びやすさ
		読みやすさ
		認識のしやすさ
提案金額 (30点)	提案金額 (30点)	市の財源確保に 寄与しているか
合計	100点	